⑦ 登録換え・弁護士登録取消し件数

以下は、2009 年度から 2018 年度までの登録換え・弁護士登録取消し件数の推移と弁護士全体に占める割合、及び弁護士登録取消し件数の事由別の内訳についてまとめたものである。

資料1-1-11　登録換え・登録取消し件数の推移と弁護士数に占める割合

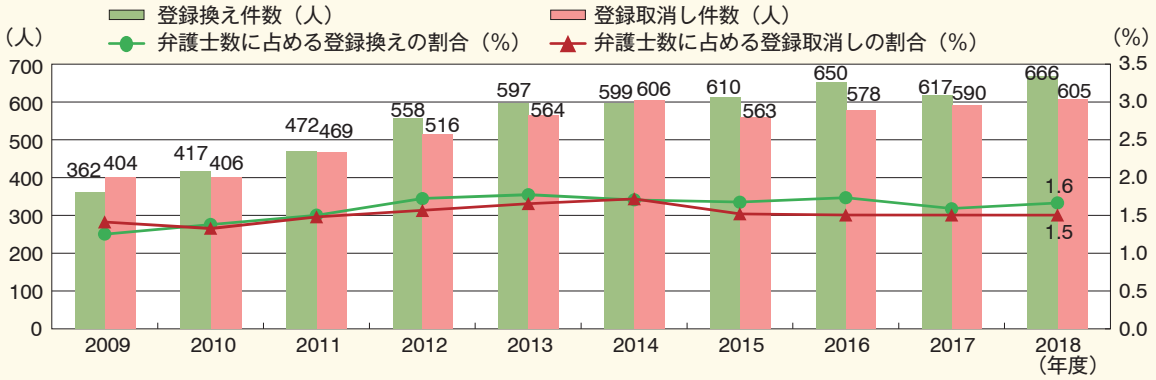

【注】1.「登録換え」とは、所属する弁護士会を変更することである。弁護士は、所属弁護士会の地域内に法律事務所を設けなければならないため、地域外に法律事務所を設ける場合、所属弁護士会を変更する必要がある。
2. 割合は、各件数を各年度末にあたる３月 31 日現在の弁護士数でそれぞれ除したもの。

資料1-1-12　弁護士登録取消し件数の事由別内訳

（単位：人）

取消し事由＼年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
裁判官任官による請求	3	9（6）	7（2）	3（2）	6（1）	3（0）	4（2）	4（1）	2（2）	3（1）
法 17 条 3 号	4	9（0）	6（0）	2（0）	6（1）	8（0）	8（0）	5（0）	8（1）	5（0）
法 17 条 1 号	4	6（0）	8（0）	11（0）	16（0）	6（0）	7（0）	10（0）	7（0）	3（0）
請　求	206	199(55)	262(74)	306（99）	345（98）	389(134)	332(111)	360(114)	358（99）	379(114)
死　亡	187	183（9）	186（5）	194（12）	191（8）	200（6）	212（6）	199（4）	215（7）	215（10）
合　計	404	406(70)	469(81)	516(113)	564(108)	606(140)	563(119)	578(119)	590(109)	605(125)

【注】（　）内の数字は内女性数で、2010 年度から集計を開始した。

資料1-1-13　弁護士登録取消し件数の事由別割合

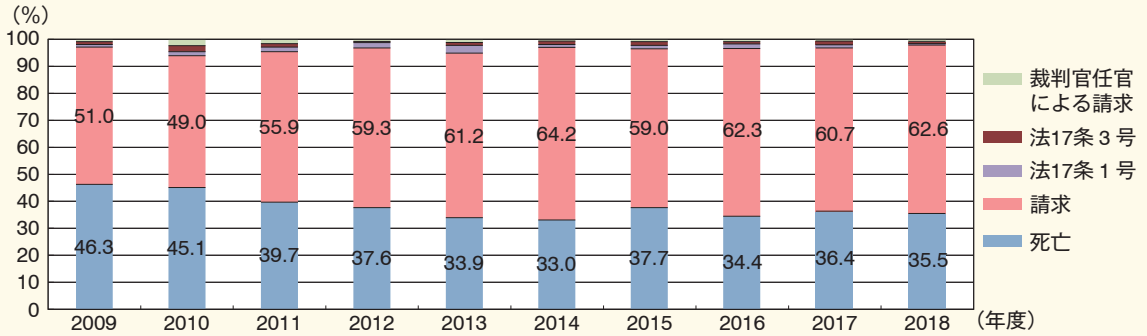

【注】1. 割合は、各年度の取消し事由（請求・死亡）件数を各年度の取消し件数の合計でそれぞれ除したもの。
2. 弁護士法第 17 条抜粋
日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。
第１号…弁護士が第７条第１号又は第３号から第５号までのいずれかに該当するに至つたとき。
第３号…弁護士について退会命令、除名又は第 13 条の規定による登録取消しが確定したとき。
3. 弁護士法第７条抜粋
次に掲げる者は、第４条、第５条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。
第１号…禁錮以上の刑に処せられた者
第３号…懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から３年を経過しない者
第４号…成年被後見人又は被保佐人
第５号…破産者であつて復権を得ない者

資料1-1-14　修習期別登録取消件数（取消事由が「請求」の者のみ）

2009 年度				2010 年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)
57期以降	9,519 (2,285)	52 (27)	0.5% (1.2%)	58期以降	10,436 (2,536)	63 (34)	0.6% (1.3%)
52期～56期	3,557 (886)	28 (11)	0.8% (1.2%)	53期～57期	3,944 (943)	31 (15)	0.8% (1.6%)
42期～51期	4,543 (750)	12 (4)	0.3% (0.5%)	43期～52期	4,753 (861)	9 (5)	0.2% (0.6%)
32期～41期	3,584 (326)	3 (0)	0.1% (0.0%)	33期～42期	3,579 (344)	13 (0)	0.4% (0.0%)
22期～31期	3,546 (232)	15 (1)	0.4% (0.4%)	23期～32期	3,536 (237)	9 (0)	0.3% (0.0%)
21期以前	3,361 (165)	80 (3)	2.4% (1.8%)	22期以前	3,578 (179)	60 (1)	1.7% (0.6%)
合　計	28,110 (4,644)	190 (46)	0.7% (1.0%)	合　計	29,826 (5,100)	185 (55)	0.6% (1.1%)

2011 年度				2012年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）
59期以降	11,315 (2,811)	89 (46)	0.8% (1.6%)	60期以降	11,852 (2,900)	128 (60)	1.1% (2.1%)
54期～58期	4,293 (1,003)	33 (17)	0.8% (1.7%)	55期～59期	4,756 (1,063)	36 (17)	0.8% (1.6%)
44期～53期	4,994 (982)	10 (3)	0.2% (0.3%)	45期～54期	5,369 (1,142)	14 (9)	0.3% (0.8%)
34期～43期	3,552 (345)	11 (2)	0.3% (0.6%)	35期～44期	3,546 (362)	10 (1)	0.3% (0.3%)
24期～33期	3,531 (237)	23 (2)	0.7% (0.8%)	25期～34期	3,530 (231)	24 (6)	0.7% (2.6%)
23期以前	3,759 (202)	80 (4)	2.1% (2.0%)	24期以前	3,949 (223)	77 (5)	1.9% (2.2%)
合　計	31,444 (5,580)	246 (74)	0.8% (1.3%)	合　計	33,002 (5,921)	289 (98)	0.9% (1.7%)

2013 年度				2014年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）
61期以降	11,508 (2,873)	126 (50)	1.1% (1.7%)	62期以降	11,101 (2,667)	140 (70)	1.3% (2.6%)
56期～60期	6,005 (1,290)	63 (32)	1.0% (2.5%)	57期～61期	7,265 (1,640)	73 (38)	1.0% (2.3%)
46期～55期	5,781 (1,298)	20 (13)	0.3% (1.0%)	47期～56期	6,150 (1,398)	28 (15)	0.5% (1.1%)
36期～45期	3,521 (376)	9 (1)	0.3% (0.3%)	37期～46期	3,589 (396)	9 (1)	0.3% (0.3%)
26期～35期	3,547 (240)	16 (1)	0.5% (0.4%)	27期～36期	3,499 (246)	21 (4)	0.6% (1.6%)
25期以前	4,084 (244)	96 (1)	2.4% (0.4%)	26期以前	4,232 (255)	95 (6)	2.2% (2.4%)
合　計	34,446 (6,321)	330 (98)	1.0% (1.6%)	合　計	35,836 (6,602)	366 (134)	1.0% (2.0%)

2015 年度				2016 年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）
63期以降	10,611 (2,464)	93 (45)	0.9% (1.8%)	64期以降	10,323 (2,324)	94 (46)	0.9% (2.0%)
58期～62期	8,336 (1,940)	83 (37)	1.0% (1.9%)	59期～63期	9,224 (2,167)	106 (40)	1.1% (1.8%)
48期～57期	6,635 (1,512)	31 (20)	0.5% (1.3%)	49期～58期	7,060 (1,624)	30 (18)	0.4% (1.1%)
38期～47期	3,699 (438)	10 (2)	0.3% (0.5%)	39期～48期	3,852 (504)	13 (1)	0.3% (0.2%)
28期～37期	3,417 (259)	21 (3)	0.6% (1.2%)	29期～38期	3,386 (270)	23 (2)	0.7% (0.7%)
27期以前	4,428 (268)	74 (3)	1.7% (1.1%)	28期以前	4,598 (277)	78 (6)	1.7% (2.2%)
合　計	37,126 (6,881)	312 (110)	0.8% (1.6%)	合　計	38,443 (7,166)	344 (113)	0.9% (1.6%)

2017 年度				2018 年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合（B/A）
65期以降	9,821 (2,133)	95 (34)	1.0% (1.6%)	66期以降	9,306 (2,001)	91 (35)	1.0% (1.7%)
60期～64期	9,866 (2,373)	101 (45)	1.0% (1.9%)	61期～65期	9,641 (2,318)	106 (46)	1.1% (2.0%)
50期～59期	7,750 (1,783)	27 (14)	0.3% (0.8%)	51期～60期	9,260 (2,131)	48 (23)	0.5% (1.1%)
40期～49期	4,033 (578)	15 (3)	0.4% (0.5%)	41期～50期	4,222 (653)	11 (3)	0.3% (0.5%)
30期～39期	3,354 (294)	21 (0)	0.6% (0.0%)	31期～40期	3,377 (305)	17 (3)	0.5% (1.0%)
29期以前	4,721 (287)	88 (3)	1.9% (1.0%)	30期以前	4,809 (294)	87 (4)	1.8% (1.4%)
合　計	39,545 (7,448)	347 (99)	0.9% (1.3%)	合　計	40,615 (7,702)	360 (114)	0.9% (1.5%)

【注】1. 本表は、各年度に登録取消をした者のうち、取消事由が「請求」であったもののみをまとめたものである。
2. （　）内の数字は内女性数。
3. 数値は、各年度末に当たる３月 31 日現在。
4. 登録取消請求の理由については、高齢、健康上の理由、任期付公務員としての就業、留学、出産・育児等が挙げられる（ただし、詳細な申告は義務付けていない）。
5. 司法修習を経由していない登録者（弁護士法第５条等）による登録取消請求は含めていない。